

## 第2章 第三者レビューの類型とその実務の状況

### 1. 第三者レビューの類型

環境報告書の信頼性を高めるために、環境報告書の第三者レビューを受ける事業者が増えている。環境省の調査によると、環境報告書を発行している事業者（579社）のうち、第三者レビューを受けている事業者の割合は19.5%であり、さらに受けることを検討中の事業者の割合は34.7%に達している（平成13年度環境にやさしい企業行動調査、脚注1参照）。しかしながら、現在実施されている環境報告書の第三者によるレビューや審査等の取組は、検証、監査、第三者意見表明など様々な表現が用いられ、その実施主体も多様であり、内容にはばらつきがある。このように第三者レビューの実務は発展途上であるため、その結論の意義が利害関係者に十分に理解される状況にはなっていない。

このため本検討会では、環境報告書の第三者レビューを以下の二種類に整理し、検討を進めた。

- ・ 環境報告書の記載情報の正確性及び環境報告書の作成の基準への準拠性を第三者がレビューする「審査」タイプ
- ・ 現状のように環境報告書の作成の基準が未整備であっても環境保全上の必要性等に照らして、独自の判断で環境報告書及び事業者の環境保全への取組状況を第三者がレビューする「評価・勧告」タイプ

#### （1）「審査」タイプの第三者レビューの特徴

環境報告書に係る利害関係者が、情報の正確性を自ら確認することが困難であるため、独立した第三者の立場から、利害関係者に代わって情報の正確性及び作成の基準への準拠性を審査する。

審査は、本来、環境報告書の審査及び作成の基準に基づいて行われるものであるが、現時点では社会的に合意されたこれらの基準は存在しないため、環境報告書作成事業者と第三者レビュー実施者の合意に基づいて実施されている。

#### （2）「評価・勧告」タイプの第三者レビューの特徴

環境報告書に係る利害関係者が、記載された情報を適切に理解し、当該事業者の環境経営の状況を評価することは困難であるため、自由な立場から第三者が利害関係者に代わって、環境報告書の記載情報が正しいという前提に立った上で、環境保全上の必要性に照らして、記載情報の妥当性や環境保全への取組の適切性を判断し、評価・勧告を行う。

評価・勧告は、環境保全上の必要性、社会的要請及び業種業態の事情等の基準化されにくい要素を、独自に判断して行われている。

## 2. 我が国における第三者レビューの状況とその課題

### (1) 第三者レビューの状況

我が国における環境報告書の第三者レビューの状況は、以下のとおりである。

表1 第三者レビューの状況

第三者レビューの種類	「審査」タイプの第三者レビュー	「評価・勧告」タイプの第三者レビュー
第三者レビューの内容	環境報告書に記載された情報の正確性の審査、環境報告書の作成の基準への準拠性の審査	環境報告書の記載情報の妥当性や環境保全への取組の適切性を判断し、評価、勧告、意見、感想を表明
第三者レビューの目的	外部の利害関係者の意思決定のため	経営者及び外部の利害関係者の意思決定のため
第三者レビューの主な実施者	監査法人あるいはその関連会社、ISO14001 審査登録機関等が多い	学識経験者、環境問題専門家、環境 NGO 等、多様
判断基準	ガイドラインや事業者の内部基準など	主観的判断
第三者レビューの手續	第三者レビューを受ける事業者と第三者レビュー実施者の合意など	記載されていない場合が多い
第三者レビューの基準	記載されていない場合が多い	記載されていない場合が多い
第三者意見書等の形式	第三者レビューの目的、手續及び結果を簡潔に記した短文形式の第三者意見書（改善事項の指摘は経営者に対してのみ報告され、非公開が多い）	環境保全への取組状況の評価や改善すべき点を記した長文形式の第三者意見書
第三者意見書での意見表明の例	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 作成の基準で求められている記載項目は、全て記載されている</li> <li>・ 記載情報は、合理的に集計されている</li> <li>・ 修正すべき重要な事項は認められなかった</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ の取組は同業他社に比較して優れている</li> <li>・ 前年度に比較して改善されている</li> <li>・ 目標値に比較してこのままでは達成困難</li> <li>・ 今後、 の取組を実施すべき</li> <li>・ の状況を改善すべき</li> <li>・ に関する情報を記載すべき</li> </ul>
第三者レビュー実施者の責任	意思決定者である外部の利害関係者に対して、情報の正確性及び作成の基準への準拠性を審査したことに対する責任	評価結果が、外部の利害関係者の意思決定に用いられることに対する結果責任

## (2) 課題

我が国における環境報告書の第三者レビューの課題は、以下のように整理することができる。

### ア 「審査」タイプにおける課題

- ・ 社会的に合意された手続や基準がなく、第三者レビュー実施者、第三者レビューを受けている事業者の双方が共通のガイドラインが必要と考えている。
- ・ 第三者レビュー実施者がどのような立場で、どのような知識、経験を有するのか不明で、第三者レビュー実施者、第三者レビューを受けている事業者の双方が、その知識や能力に関する客観的な基準の必要性を感じている。
- ・ 利害関係者が期待する環境報告書に対する審査範囲と、実施されている第三者レビューの内容とは隔たりがあり、実際にどのようなことが審査されているのかわかりにくい。

以上より、第三者レビューの手続及び基準、第三者レビュー実施者の知識、能力や責任範囲について、社会的な合意を図っていく必要がある。

### イ 「評価・勧告」タイプにおける課題

- ・ 実施に当たっての手続や基準を明確に定めがたく、評価等の範囲や手続自体が曖昧である。
- ・ 一般消費者から学識経験者まで様々な者が実施しており、第三者レビュー実施者がどのような立場で、どのような知識、経験を有するのかわかり、同様の取組に対しても結論の意義は全く異なってくるにもかかわらず、その違いが理解されにくい。
- ・ 第三者レビューを受ける事業者が自らの環境保全への取組の参考にするため、専門家による評価結果を記載しているに過ぎない場合には、環境報告書の外部機能が損なわれることもあるが、このように記載された評価結果の透明性、客観性が不十分な場合でも、妥当な取組が実施されるものであると社会的に誤解されやすい。
- ・ 提出された情報が正確であることを前提としており、当該事業者の環境保全への取組がどの程度正確に環境報告書に反映されているかは、十分に吟味されないことがある。

以上より、環境報告書に記載された評価・勧告の結果の位置付けについて、社会的な合意を図っていく必要がある。

表2 第三者レビューの課題

第三者レビューの種類	「審査」タイプの第三者レビュー	「評価・勧告」タイプの第三者レビュー
第三者レビューの基準	社会的に合意された手続や基準がない	社会的に合意された手続や基準の策定は困難
第三者レビュー実施者の知識・能力	特に定まっていない	特に定まっていない
環境報告書に係る利害関係者と実際の第三者レビューとの期待ギャップ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 限定された範囲を審査対象としているにもかかわらず、環境報告書の全体を審査していると誤解される</li> <li>・ 基準に則った、情報の正確性や記載項目の網羅性を審査しているにもかかわらず、環境報告書全体の妥当性やあらゆる環境問題に対応した包括性を審査していると誤解される</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 限定された範囲を第三者レビューの対象としているにもかかわらず、報告書の全体を第三者レビューしていると誤解される</li> <li>・ 第三者レビュー実施者の主観的判断で第三者レビューされているにもかかわらず、客観的な判断を行っているとは誤解される</li> </ul>
環境報告書に係る利害関係者の立場からわかりにくい点	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 審査対象範囲、審査内容がわかりにくい</li> <li>・ 様々な環境問題に照らして、事業者の取組の妥当性が理解されにくい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 対象範囲、手続が、わかりにくい</li> <li>・ 判断基準が不明であり、事業者の取組をどの程度正確に反映しているか理解されにくい</li> </ul>
第三者レビュー実施者の責任	責任範囲について、社会的な合意を図っていく必要がある	責任範囲について、社会的な合意を図っていく必要がある

### 3．比較可能性及び信頼性確保の方策としての第三者レビューのあり方

既に、環境報告書の第三者レビューが様々な形態で実施されている状況を踏まえると、第三者レビューの内容や結論に対する利害関係者の誤解を防ぎ、第三者レビューそのものの信頼性を確保していくためにも、一定の共通基盤の中で、その仕組みを構築していくことが必要である。

本報告書では第三者レビューの実施形態を、「審査」タイプと「評価・勧告」タイプの二種類に整理しているが、「評価・勧告」タイプはそもそも提出された情報が正確であることを前提とした上で、第三者が独自の判断で行う取組である。したがって、共通基盤としての比較可能性と信頼性を向上させていくためには、環境報告書の記載情報の正確性や作成の基準への準拠性を第三者レビューする「審査」タイプについて、事業者の自主的な参加を前提とした仕組みを整備していくことが望ましいと考えられる。

「審査」タイプの第三者レビューについては、一定の同質性が求められることから、今後、その仕組みを構築していくに当たって必要な要素となる第三者レビュー実施者の知識・能力、実施手続及び審査結果の報告等のあり方に関する基準案を検討する必要がある。

そのため「審査」タイプの第三者レビューに関し、環境報告書に記載すべき最低限の項目について共通の枠組みを整備し、環境報告書記載情報の正確性及び環境報告書

の作成の基準への準拠性を審査し登録する仕組みを構築することが有効である。

「評価・勧告」タイプの第三者レビューについては、その第三者レビューは経営者に対して行われる意味合いも強く、様々な手法により自由な発展がなされているものであるため、当面は、新たに構築する仕組みの対象とする必要はないと思われる。しかし、評価・勧告の結論を公表した場合に利害関係者の誤解を招かないような配慮が求められることから、現状を整理し、第三者レビュー結果の報告等のあり方に関するガイドラインを策定することが適当である。

図3 環境報告書の第三者レビューの全体イメージ

